

人口問題対策に関する提案

島 根 県

〔 I 〕 人口問題への対応についての基本的考え方

1. 日本の人口減少に歯止めをかけるためには、国全体として子育て支援を強化・充実することが必要。
2. また、そうした中で、男性も女性も共に働きながら子どもを産み育てやすい社会的な環境づくりを行うことが大事。
3. 同時に、出生率が低い大都市部から、島根のように子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、若年層を移すことが必要。
 - (1) そのためには、地方の若者に安定した雇用の場が確保されるよう、地方部において産業を振興し、これに必要な高速道路など地方の遅れたインフラ整備を進めることなどにより、国の政策として企業、政府機関などの地方分散を進めていくことが極めて重要。
 - (2) 県及び市町村は、従来から連携して、産業振興、企業誘致、農林水産業の振興、製品の販路拡大などを進め、また、産業体験事業などを通じたU I ターンなどにより、若者の定住を推進。
 - (3) 県内では、地域の特色や魅力を活かした様々な取組み、例えば、離島・中山間地域の高校魅力化、農作業など田舎暮らしの体験を通じて交流を楽しむ「田舎ツーリズム」などを推進。
4. 島根をはじめ、地方部では、限られた財源を重点的に配分し、子育て環境の整備や産業振興に取り組み、出生率は高いものの、若年層の大都市部への流出が続いている。若年層の地元定着・移住に向け、子育て支援や産業振興、定住施策をさらに推進していくためには、国による総合的な財政支援の拡充強化が不可欠。

〔Ⅱ〕 人口問題への対策として提案する施策

1 人口増加に向けた対策

A 自然増対策

1. 出産・子育て対策

(関係府省)

(1) 出産・子育て世帯の負担軽減策の拡充

1) 国による乳幼児・児童・生徒に係る医療費の本人負担の軽減

厚生労働省

2) 不妊治療に係る保険対象の拡大及び不妊治療助成費の増額や男性への制度の拡充

厚生労働省

3) 多世代同居・近居のための住宅の取得・改修に係る優遇税制等支援制度の創設

内閣府
総務省
財務省
厚生労働省

4) 多子世帯に対する教育費負担等の大幅な軽減
同時入所要件のない保育所・幼稚園に係る負担軽減の実現
小中高校における就学支援の拡充
大学進学者への給付型奨学金の創設 等

内閣府
厚生労働省
文部科学省

(2) 妊娠から出産・子育てに至るまでの相談・支援体制の構築

・妊娠・出産から子育てまでの市町村による一貫した相談や支援ができる体制の整備

内閣府
厚生労働省

(3) 出産・子育て環境の整備

・安心して出産・子育てができる周産期・小児医療体制の整備

厚生労働省

・待機児童の解消と良好かつ多様な子育て環境を確保するための保育所・幼稚園整備への支援の充実

内閣府
厚生労働省
文部科学省

2. 未婚・晩婚化対策

(1) 地域少子化対策強化交付金の継続と大幅な拡充・要件緩和

内閣府
厚生労働省

(2) 未婚者に対する相談・支援や市町村等の取組みをサポートする結婚支援センター体制（都道府県単位で設置）の整備

内閣府
厚生労働省

(3) 家庭を持つことの意義を学ぶ教育の充実

文部科学省

3. 仕事と家庭の両立支援

(関係府省)

(1) 仕事と家庭の両立に向けた仕組みづくり

内閣府
厚生労働省

- ・女性が仕事と子育てを両立しうるよう父親の育児休業取得を促進する仕組み等の導入・普及や、育児休業中の所得補償の充実に向けた検討

(2) 仕事と家庭の両立支援策の拡充

内閣府
厚生労働省

- ・ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク導入経費への助成など企業への支援や、普及啓発の拡充・強化
- ・育児等によりキャリアを中断した女性の再就職に向けた職業体験・訓練等への支援の充実

B 社会増対策（大都市部からの分散対策など）

1. 産業振興・雇用の創出

（関係府省）

（1）地方における雇用の場の確保

1) 企業の地方分散の促進

- ・大都市と地方の法人税率に差を設ける制度、企業誘致のための地方公共団体の補助金等の益金不算入制度などの優遇税制の創設や、研究開発拠点や研修施設等を整備する企業への優遇措置等の創設

総務省
財務省
経済産業省

2) 政府機関等の地方分散の促進

- ・政府の試験研究機関や研修機関などの分散の促進

総務省

（2）農林水産業への支援

1) 農林漁業の担い手確保対策の充実

- ・青年就農給付金の予算確保と親元就農に係る要件の緩和
- ・「農の雇用事業」における雇用就農者の年齢要件の撤廃
- ・「半農半X」実践者への青年就農給付金に準じた支援制度の創設
- ・農地中間管理事業における予算確保と農地の受け手対策の充実
- ・緑の青年就業準備給付金の拡充
- ・新規漁業就業者総合支援事業の拡充

農林水産省

2) 森林・林業・木材産業への支援

- ・主伐による原木増産と伐採跡地の再植林等を一体的に行う制度・対策の充実・強化
- ・高付加価値製品加工技術の開発への支援の充実・強化
- ・木質バイオマス等の生産・利用施設の導入と集積への支援の充実・強化
- ・森林整備加速化・林業再生基金の延長・拡充

農林水産省

3) 漁業経営対策の充実

- ・構造改革プロジェクトにより漁業経営の安定化や円滑な漁船更新が進むよう「もうかる漁業創設支援事業」予算の十分な確保

農林水産省

4) 農山漁村の活性化に向けた取組みへの支援

- ・集落営農法人等が行う公益的な生活維持活動への支援制度の創設

農林水産省

5) 農林水産業の振興のための基盤整備

- ・基盤整備事業に必要な予算の当初予算における確保
- ・基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算の充実・強化

農林水産省

(3) 地方への観光誘客に向けた取組みへの支援

(関係府省)

地方への来訪を促す取組みの強化

国土交通省

- ・新たな広域観光ルートづくりの支援
- ・地域を取り上げたプロモーションの実施
- ・自然や文化財などの地域資源を活用した観光地づくりの支援
- ・外国人受け入れ環境の整備

2. 産業振興に必要なインフラ整備

(1) 地方の社会資本の整備

1) 高速道路をはじめとする地方の道路の整備

国土交通省

- ・高速道路や地域の生活に欠かせない道路予算の十分な確保と整備が遅れている地域への重点配分
- ・全国のミッシングリンクを解消するための整備予算の確保と山陰道の2020年までの全線開通

2) 高速鉄道網の整備促進

国土交通省

- ・新技術の導入などの高速化の推進と建設費への新たな財政支援制度の創設

3) 国際物流の拠点となる港湾（浜田港等）における物流機能の強化

国土交通省

- ・高速道路に直結する臨港道路や荒天時の稼働率向上のための防波堤等の整備推進

(2) 超高速情報通信網整備への支援拡充

I T企業等の誘致に不可欠な超高速情報通信網の整備への支援の拡充

総務省
経済産業省

(3) 地方交通の利活用策への支援

1) 羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保

国土交通省

- ・羽田空港発着枠の見直し配分時における地方航空路線への優先配分
- ・代替高速交通機関未整備地域への特別枠の創設

2) 地方高速道路の料金割引の拡充

国土交通省

- ・過疎地域の交通量が少ない高速道路の通行料金の引下げ

(4) 離島に対する支援

1) 離島に対する支援制度の拡充

総務省
国土交通省

- ・離島振興法に基づく支援制度の充実及び新法制定などによる国境離島への特別な支援措置の創設

2) 離島航路運賃の低廉化

国土交通省

- ・本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストを実現するための離島航路への支援制度の拡充

3. 地域の実情に応じた拠点の整備

(関係府省)

(1) 地域の中核的自治体への支援

総務省
国土交通省

全国一律の人口規模等による基準でなく、地域の実情に応じた基準により支援を行うこと

- ・「地方中枢拠点都市」制度において、産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること
- ・離島・中山間地域を含め地域において実際に中核としての役割を担っている自治体も支援すること

(2) 条件不利地域の実情を踏まえた「小さな拠点」の整備

総務省
国土交通省

いわゆる「小さな拠点」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえた十分な整備箇所の確保

4. 地方への人の流れをつくる仕組み

(1) U I ターンと若者の地元定着の推進

1) 国のU I ターン推進体制の整備

総務省
厚生労働省

- ・U I ターン希望者がワンストップで移住希望市町村の情報を入手できる体制の整備

2) 定住受入体制への支援

総務省

- ・地方への定住者の受入を担う自治体の体制整備への支援の充実

3) 若者等の地方での就職・起業の促進

文部科学省

- ・地方の企業に就職する新規学卒者の奨学金返還の減免の実施

- ・増員、派遣期間延長など地域おこし協力隊制度の充実

総務省

- ・地域おこし協力隊のように、地域住民の生活の維持や集落の活性化に貢献する企業に若者等を常駐させ雇用の場を拡大する経費への支援

総務省

- ・人手不足が深刻化し、技能継承も困難になりつつある型枠工、大工、左官等の技能工職種について、若者を確保・育成する制度の創設

厚生労働省

- ・若者から高齢者までが地域資源等を活用して起業するための支援策の充実

総務省
農林水産省
経済産業省

- ・看護師や保育士など女性の就業割合の高い職種における地方への就業誘導

厚生労働省

4) 大学生等の地方への分散

文部科学省

- ・地方に立地する国立大学・高専の定員増
- ・地方に立地する大学・高専の魅力向上と充実のための支援の拡充

5) 地方の高校・専修学校等への支援	(関係府省) 文部科学省
・地方に立地する高校・専修学校等における県外からの学生受入れのための支援制度の創設（学生寮整備、県外での広報活動など）	
6) 「ふるさと教育」への支援	文部科学省
・ふるさとへの愛着と誇りを育てる「ふるさと教育」への支援	
(2) 住居の確保対策	
1) 税負担等の軽減による地方移住の促進	総務省
・地方へ住み替える場合の住居の売却・購入に係る優遇税制等の創設（移住経費の所得からの控除、不動産取得税・固定資産税の軽減）	
・「空き家活用事業」の補助率の引上げと要件の緩和	
2) 多世代同居・近居の促進	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省
・多世代同居・近居のための住宅の取得・改修に係る優遇税制等支援制度の創設[再掲]	
(3) 高齢者の受入れに向けた環境整備	
1) 要介護高齢者の地方への移住を促進するため、国民健康保険に適用される「住所地特例制度」を後期高齢者医療制度へ拡大	厚生労働省
2) 元気な高齢者の受入れに向け、移住後に生じる医療費・介護費の自治体負担の公平性を図るための新たな「住所地特例制度」や環境整備の検討	厚生労働省
5. 地方創生に向けた地方行財政の充実・強化	
(1) 地方行財政の充実・強化	
1) 地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇用創出、UIターンの推進等のための新たな交付金制度の創設	内閣府 総務省 財務省
2) 地方交付税の充実	総務省 財務省
・地方施策を拡充・強化するための歳出の地方財政計画における別枠での計上と新たな費目を設ける地方交付税の充実	
3) 地方債の拡充	総務省
・過疎対策事業債の必要額確保とソフト事業の発行限度額の弾力的な運用	
・過疎対策事業債の交付税算入率を辺地対策事業債並みへの引上げ	総務省
・地域再生を総合的に支援するための元利償還金に対する交付税を措置する特別な地方債の創設	総務省 財務省
4) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく税制特例（地方税の減収補填含む）の拡充	総務省
・農林水産業や農林水産物等販売業の対象業種への追加	
・対象となる設備の価格要件（2,000万円以上）の引下げ	

2 人口減少への対応

1. 地域の生活基盤の維持・確保

(関係府省)

(1) 生活関連インフラ・機能の維持・確保

1) 生活道路・下水道の整備や、河川改修・土砂災害対策、通学路の安全対策、空き家対策、上水道料金の適正水準の確保等、県民の安全安心や快適な生活のために必要な予算の確保

総務省
厚生労働省
国土交通省

2) 治水・砂防事業による防災対策が必要な区域に居住する住民を安全な区域に移転させる事業を、治水・砂防事業として実施する仕組みの検討

国土交通省

3) 小さな拠点の整備において、移動手段を持たない高齢者の移住のための住居整備も含めた支援の検討

厚生労働省
国土交通省

(2) 地域交通の確保

1) 鉄道、バス、離島航路など、通学、通院、買い物など日常生活を支える公共交通機関の運行維持に必要な予算の十分な確保

国土交通省

2) 地方航空路線維持に向けた地元自治体と地域の取組みへの支援制度の創設

国土交通省

2. 地域医療・福祉体制の確保

(1) 医師・看護職員等確保対策の推進

厚生労働省

・医師・看護師・助産師・保健師の確保に要する体制整備や支援

(2) 福祉・介護人材確保対策の推進

厚生労働省

・保育などの福祉人材や介護人材の処遇改善を図るために必要な財源措置や人材の確保に向けた支援

(3) 地域医療構想に基づく医療・介護提供体制の整備への支援

厚生労働省

(4) 過疎地における公立・公的病院、公立診療所等への支援の充実

総務省
厚生労働省

(5) 大学によるへき地医療支援の促進

文部科学省
厚生労働省

(6) 地域医療・福祉提供体制の確保に向けた制度の拡充	(関係府省)
1) 地域の実情に応じたドクターヘリ運航委託費の補助基準額の設定	厚生労働省
2) ドクターヘリや救命救急センターの運営費等に関する十分な予算確保	厚生労働省
3) 医療・福祉施設の耐震化及び老朽化対策のための支援の充実	厚生労働省
(7) 地域医療連携の推進	
・ I C T を利用した診療情報の共有による地域医療連携の推進	内閣官房 総務省 厚生労働省
3. 地域の教育環境の確保	
(1) 離島・中山間地域の小規模学校（小・中・高）の教育水準維持のための教員定数の加配措置の拡充	文部科学省
(2) 市町村が行う教育環境確保のための取組みへの支援	文部科学省
・ スクールバス運行経費、遠距離通学費などへの支援の拡充	
4. 人口減少地域に配慮した施策の推進	
(1) 人口減少地域に対する地方行財政への支援	
1) 必要な地方交付税総額の確保と、地域間の格差を是正するための財政調整機能の強化	総務省 財務省
2) 市町村分の地方交付税の交付額の算定にあたって、人口密度が低く、可住地が分散している団体に配慮した方法の拡充	総務省

平成26年11月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 岡本昭二